

日米欧会計基準の相互承認

2003年11月21日

藤原清明

1. 2005年の課題

2001年に設立された国際会計基準審議会(IASB)は、世界で唯一かつ高品質の会計基準を策定し、それに世界の会計基準を統合(コンバージェンス)することを最終目的として活動している。すでに欧州委員会は、2005年以降、EU域内の上場企業の連結財務諸表には、国際会計基準(IAS:IASBにより新たに策定された国際財務報告基準(IFRS)を含む)を適用する旨決定している。同様に、オーストラリアにおいても、2005年以降の国際会計基準採用が決定している。

また、米国の会計基準設定主体であるFASBとIASBは、2002年9月の会合で「The Norwalk Agreement」を結び、相互の会計基準のうち調整可能な部分について、統合の検討を進めている。

さらに、中華人民共和国は、国際会計基準との統合を念頭に置きつつ、中国会計基準(CAS)の開発を進めている。

このように、国際会計基準を巡っては、世界各国が急速な動きを見せている。ところが、これまでのところ、わが国では、国際会計基準に関する戦略的な対応方針について、必ずしも活発に議論されておらず、関係者間での共通の認識すら醸成されてない状況にある。

日本としては、「日米欧会計基準の相互承認」を軸に、スタンスを明確にした上で、早急に各国関係者に働きかけていく必要がある。

2. 国際的水準に達した会計・監査基準

1997年以降の「会計ビッグバン」により、連結会計、税効果会計、金融商品の時価会計、退職給付会計等、非常に早いスピードで、次々と新基準が策定・導入されてきた。最近まとめられた減損会計や企業結合会計についても、すでに基準が示され、適用時期も確定している状況にある。

また、会計基準設定機能を強化するために、「企業会計基準委員会」が2001年に設立されたほか、Enron不祥事等に伴い制定された米国の企業改革法も踏まえて、2003年には公認会計士法が改正されている。

このように、全ての関係者の多大なる努力の結果、わずか数年の間に、わが国の会計・監査基準は、国際的に遜色ない水準までに整備された。今後は、こうした日本の会計・監査基準の水準の高さについて、内外の市場関係者の理解を得る必要がある。

中でも、レジェンド(警句)問題については、早期の解決が必要である。あたかも日本の会計・監査基準が国際的に劣っているかの印象を与える表現が、財務報告書に残っていることは、日本基準に対する国際的信頼性を損なうものであり、これまでの関係者の努力を無にする結果となりかねない。

3. 日米欧会計基準の相互承認

欧州の上場企業約 7000 社が国際会計基準を採用する 2005 年以降、日米欧の 3 つの主要な資本市場で、それぞれ異なる会計基準が並存することとなる。IASB の掲げるような会計基準統一化の動きは、理想としては望ましいものの、現実問題として、資本市場の制度や会社法制・税制が各国で異なることを前提にすると、日米欧が、それぞれの会計基準を相互に承認する体制を構築することが、まず重要であると考えられる。

現在、日本企業が日本基準に準拠して作成した財務諸表は、欧州各国において受け容れられている。また、わが国では、金融庁長官が認める場合、外国企業が自国基準に準拠して作成した財務諸表を受け容れており、さらに、日本企業が米国基準に準拠して作成した連結財務諸表をも受け容れている状況にある。

証券監督当局である金融庁は、カウンターパートである米国 SEC や欧州委員会等に対して、2005 年以降もわが国会計基準が欧米市場で受け容れられるよう、強くかつ迅速に働きかけるべきである。

一言で相互承認と言っても、その実現はそう容易くないことも事実である。相互承認のためには、まず、お互いの会計基準の内容について相違点を確認し、そのうえで承認をするかどうかの判断が必要となる。しかし、欧州企業が IAS を現実に採用するまで、あと僅か 1 年しかない。必要となる作業を行い、相互の意思を確認するためには相当の時間が必要であり、金融庁においては、是非とも急いで作業を開始してもらいたい。

また、日本企業にとっても、2005 年問題は当面の重要な課題となる可能性がある。現在、欧州各国で上場している日本企業は、全部で 75 社(金融庁調べ)にのぼる。仮に、2005 年以降、国際会計基準に基づく財務報告しか認められないことになれば、これら企業は欧州での上場をやめる、または追加コストをかけて国際会計基準準拠の財務報告を作成しなければならなくなるのである。

相互承認を求めることについて、会計基準の統合という世界的な流れに逆行するのではないかと懸念を示す関係者もあるが、むしろ、相互承認は将来の会計基準統合に向けての現実的な第一歩である。

世界中で同じ会計基準を用いて企業間の比較可能性を高めるとともに、どの市場においても同じ財務諸表を利用できることになれば、企業の資金調達手段

が広がることとなる。それが実現できるのであれば、その結果、円滑な資金移動が可能となり、資本市場の活性化に繋がり、望ましいことと考える。

ところが、通貨及び市場そのものが統合される欧州とは違い、世界第一位、二位を占める米国と日本の市場においては、それぞれの会社法(資本概念の違い)、資本市場の制度(四半期決算か半期決算か)、税制との関係(確定決算主義か否か)など、会計基準を取り巻くインフラの違いが厳然たる事実として存在している。また、欧州と米国の間でも、国際会計基準は原則ベースであるのに対し、米国基準はルール・ベースであるという、大きな溝が存在する。ある米国政府閣僚はこの点に触れ、「米国基準を原則ベースに転換することは、訴訟社会の米国では現実的ではない」と発言している。

そのような状況下で、日米で現在使われている会計基準をすべて放棄して、国際会計基準を一足飛びに適用することは不可能である。したがって、日米欧の会計基準がそれぞれの市場で認められるような内容となるよう、お互いの基準を整備していくことこそが、現実的なコンバージェンスに向けての方策であると考えられる。

ECの会計ユニット責任者である Karel Van Hulle 氏は、さる10月にブラッセルで開催されたシンポジウムにおいて、会計基準の統合問題については「米国との間の相互承認が最優先課題である。統合作業は続けていくものの、先ずは米国 SEC が欧州企業に調整表を求めるのをやめることが、現実的な第一歩である」と発言している。この発言には全く同感である。

冒頭に述べた、The Norwalk Agreement に基づき行われている FASB と IASB の協議は、まずは相互のマイナーな差異を調整し、相互に利用可能となるようにしようとしているのであり、相互承認に向けての作業にほかならない。このように、欧州と米国の間では、既に具体的な作業が開始されているのである。

日本の金融庁ならびに会計基準設定主体は、相互承認をこうした現実的な統合に向けての作業であると位置付け、早急に対応を開始してもらいたい。仮に、2005年に欧米間だけで相互承認が実現し、日本は蚊帳の外という事態になれば、日本企業は、国際的な資金調達に追加的なコストを負担しなくてはならなくなる。さらに、日本の市場は、欧米と隔絶されたローカル市場としての位置付けとなり、カネもヒトも寄り付かない、本当の Far Eastern になってしまう。このような事態は、是非とも回避しなければならない。

4. 相互承認に対する欧米企業の反応

相互承認については、米国企業と欧州企業との間では、かなりの温度差がある。

米国企業は、世界最大の資本市場と世界で最も厳しい米国基準の地位は不動のものとしており、コンバージェンス実現の成否に関わらず、実質的な損失は

ないと考えている。従って、相互承認という考え方には、ほとんど関心を示していない。

対照的に、欧州企業の間では、国際会計基準と米国基準のコンバージェンスが実現するとの見通しを持つか持たないかで、頭に描く戦略が異なってくるようである。コンバージェンスが 2007 年（SEC 基準を採用している欧州企業は、IAS への切り替えに猶予が与えられている）までに実現するとの見通しを持っていれば、相互承認というアプローチはコンバージェンスへの圧力を弱めるとみなしているようだ。反対に、統合の実現は難しいとの見通しを持っていれば、相互承認は現実的な対応と考えられている。

以 上